

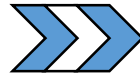
D)地域の助け合いによる運送 ～新たな自動車保険の登場～

運転手



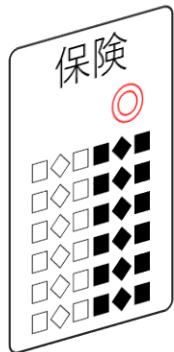
- 地域住民や協力事業者等

車両



- ボランティア自身又はその家族
- 自治体
- NPO
- 社会福祉法人等が有する車両

自動車保険



【今まで】

車両の所有者が加入している自動車保険

【新たな自動車保険の登場】

新たに「移動支援サービス専用自動車保険」が販売された。
この保険は、移動支援サービスの提供団体が事前にボランティアドライバーの登録等をするると事故の際は当該保険から優先的に保険金が支払われる。
そのため、所有者が契約している自動車保険を使用しなくて済む。
(保険の加入や保険請求には条件あり)